

1. 郵送で輸入割当て申請をするときの留意事項

- 各品目の輸入発表で定める申請受付期間の各日の午前11時45分までに当室に到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。申請受付最終日の午前11時45分を過ぎた場合は申請を受け付けません。
- 郵送により輸入割当てを申請する場合は、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。）の提出が必要です。本人を確認する書類は、輸入承認証の交付時に郵送にて返却します。
- 申請書類に関して問い合わせをする場合がありますので、確実に連絡が取れる連絡先を（別紙）様式に記入の上、同封してください。
なお、国内外の出張等のときでも連絡を取れるようにしてください。連絡が取れない場合は割当てを行うことができませんのでご注意ください。
- 郵送申請された場合は、電子申請よりも交付までに時間を要します。申請に当たっては、便利な電子申請をご利用ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html

2. 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 農水産室 宛て

※ 「（品目名・輸入割当て方式）申請書類在中」と記入をお願いします。

- ※ 郵便事故等による未着の場合の対応は当室では行いません。
- ※ 送付書類の到着の確認が取れるよう、レターパック又は簡易書留等配達記録が残る形での発送をお願いします。
- ※ 交付する輸入承認証も郵便で送付します。そのため、郵送申請に当たっては、返送先（会社名・部署名・担当者名等）を記載したレターパック又は簡易書留等（発送に必要な料金分の切手を貼付したもの）配達記録が残る返送用封筒を必ず同封してください。
なお、返送用レターパックの「ご依頼主様保管用シール」は当室で保存しますので、剥がさないでください。

(別紙)

申請日(年 月 日)

割当品目()

割当方式()

連絡先

申請者 (輸入者)名		
担当者	会社名	
	氏名	
電話番号		

- ※ 申請書類に関して問合せをする場合がありますので、
平日の午前9：30～12：00及び午後1：00～5：00に
確実に連絡がとれる連絡先を登録してください。
- ※ ご連絡が取れず、審査ができない場合、割当てを行うことができません
のでご留意ください。